

建築物毎の任意判定手数料

(消費税及び地方消費税の合計8%込み)

建築物(※1)毎の 延べ面積(※2)	構造計算が大臣認定プログラム によって行われたもの	構造計算が左記以外の方法に よって行われたもの
200 m ² 以下	95,796 円	126,468 円
200 m ² 超え 500 m ² 以下	108,108 円	151,200 円
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	120,528 円	175,824 円
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	132,840 円	200,556 円
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	150,768 円	239,652 円
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	190,080 円	318,276 円
50,000 m ² 超え	321,408 円	584,604 円

※1 2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなす。

※2 「延べ面積」とは、構造計算適合性判定（任意）に係る建築物の床面積の合計とする。

ただし、構造計算適合性判定（任意）を受けた建築物について、計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合については、構造計算適合性判定（任意）に係る建築物毎の延べ面積（床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。